

要 請 項 目

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 最新の地震被害想定を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証し、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 災害時のエネルギー供給等の観点から、事業者が行う液状化対策や護岸改修等の津波・高潮浸水対策等への支援の継続と拡充に取り組むとともに、年度当初の定期改修等の事業執行であっても活用可能となる柔軟な制度運用を図ること。
- 3 経年劣化した施設の維持管理技術の情報提供や施設改修へのインセンティブを高める取組を進めること、また、事業者が高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う人材を確保・育成できるよう、支援の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 平成 25（2013）年 12 月に公表された首都直下地震の被害想定では、東京湾沿岸石油コンビナート地区の特定事業所における危険物製造所等の施設にて内容物等の流出約 60 施設、破損等約 730 施設の被害が想定されています。今後においても、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、最新の想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国における地震被害想定等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しや検証の実施とともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化や民有護岸の耐震改修に対する支援、IoT 等のデジタル技術を活用した産業保安の支援など、強靱化に向けた取組や人材育成の取組が必要です。
- 石油コンビナート地域における強靱化は、国、自治体及び事業者の役割に応じた取組が必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興

(石油コンビナート地域の強靱化について)

石油コンビナート地域を含む川崎臨海部の現状

- ・約2,700の事業所が立地・約71,000人が就業
- ・石油精製、鉄鋼、化学、電力、ガス等の多様な産業が集積しており、エネルギー産業が集まった日本を代表する石油コンビナート地区であり、近年では、低炭素社会の実現に向けて「水素エネルギー」の活用の構築など、本市のみならず、首都圏全体の市民生活や経済活動を支えている大変重要な地域。
- ・立地企業は多くの危険物を取り扱っていることから一定の災害対策を講じているものの、大規模災害時には周辺地域への影響に加え、市民生活や経済活動への多大な影響が生じる恐れがある。

＜東京湾沿岸石油コンビナート地区の特定事業所における首都直下地震の被害想定＞

内容物の流出 約60施設
破損等 約730施設

甚大な被害

防災対策が
必要

首都直下地震対策、国土強靱化に基づく取組

川崎市では、以下の計画を策定

臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的とした「川崎市臨海部防災対策計画」
強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため「かわさき強靱化計画」

国、自治体、事業者が役割に応じ、連携して、 防災対策に取り組むことが必要

国
・技術基準等の策定
・防災対策の支援 等

自治体
・法令等に基づく指導
・立入検査・訓練 等

事業者
・防災対策の実施
・保安人材育成 等

取組を推進する
ために

国における首都直下地震の被害想定等を踏まえ、

- ・法令等に基づく技術基準の妥当性の検証や必要に応じた見直し
- ・事業者の行う防災対策を支援する補助制度等の継続、弾力化
- ・IoT等のデジタル技術による維持管理技術の開発・活用の促進や施設改修へのインセンティブを向上させる取組の継続推進
- ・事業者が行う保安人材の確保・育成への継続支援

が必要

外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について

【総務省・法務省・文部科学省】

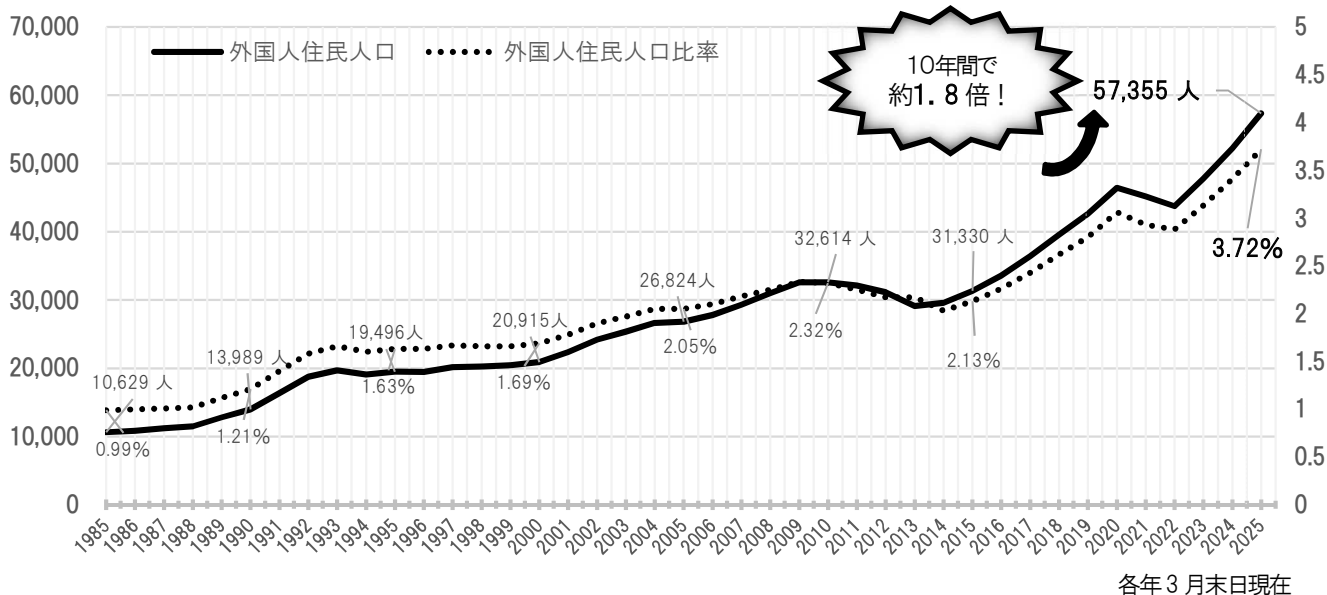
■ 要請事項

- 1 外国人との共生社会の実現に向けた基本となる法律を整備すること。
- 2 地方自治体が外国人の支援ニーズにきめ細かく即応できるよう、財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 現在、川崎市には140を超える国・地域からなる約57,000人の外国人が生活しています。その数は、コロナ禍の影響があったものの10年間で約1.8倍増加し、外国人住民人口・人口比率は過去最高となり、今後もさらに増加が見込まれる中、多様な言語・文化的背景を持つ外国人が地域で安心して生活できるよう、支援ニーズにきめ細かく即応する必要があります。
- 外国人との共生社会の実現に向けた取組は、将来にわたる国全体の課題であるものの、現在では法的な位置付けがないまま、地方自治体独自の取組として実施されており、財政状況や支援に対する専門的な知見の有無などによって違いが生じています。
- 国と地方の役割と責任を明確にし、国と地方が一体となって共生社会の実現に向けた取組を推進するため、基本となる法律を整備することにより、共生に関わる各主体が連携を図りながら効果的に取組を進めることや、国全体として必要な取組を地域の実状に応じてきめ細かく実施することができます。
- 本市では、外国人の支援ニーズにきめ細かく即応するため、様々な取組を実施していますが、その中でも独自の取組や、財政措置があっても上限額や交付率などが定められている取組については大きな負担となっています。将来にわたり共生社会の実現に向けた取組を着実かつ持続的に実施していくことができるよう、自治体が地域の実情に応じて柔軟に活用することができる財政支援メニューや、外国人人口の規模に応じた弾力的な財政措置などが必要です。

■ 川崎市の外国人人口・人口比率の推移



■ 外国人相談件数の推移

年度	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
相談件数(件)	1,702	2,895	2,976	3,314	2,812	3,200

5年間で約1.9倍！

■ 川崎市の取組例

多文化共生社会推進指針	外国人市民代表者会議	外国人市民意識実態調査
広報資料の多言語化	やさしい日本語ガイドライン	外国人市民情報コーナー
SNSによる情報発信	外国人相談窓口の充実	区役所総合案内の多言語化
通訳サービス・音声翻訳機の活用	ボランティアの育成	外国人介護人材の受入れ
居住支援	日本語指導が必要な児童生徒の支援	識字・日本語学習活動

法的な位置付けがなく、自治体により取組に差異

共生社会の実現に向けて

○ 国と地方の役割と責任を明確化、一体となった取組を推進するため

➡ 共生社会を推進する法律の整備が必要

○ 取組の着実かつ持続的な実施のため

➡ 支援ニーズにきめ細かく即応できる財政措置が必要

物価高騰を踏まえた保育所等への対応について

【こども家庭庁】

■ 要請事項

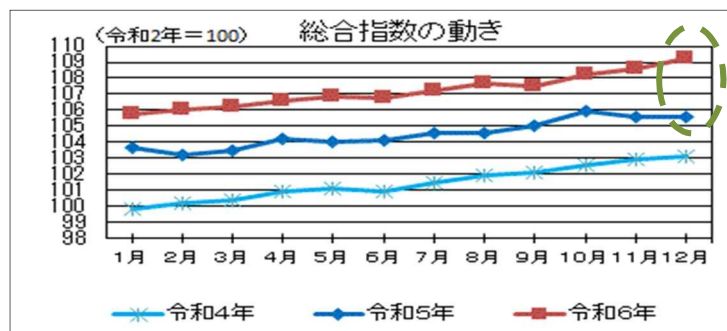
食材費等を中心とする物価高騰の影響が長期化する中、保育所等の運営事業者が安定して保育を提供することができ、また利用者が大きな負担を抱えることなく保育を受けることができるように、公定価格への必要な財政措置を行うこと。

■ 要請の背景

- 保育所等の運営事業者は、令和3年度以降のエネルギー価格等の物価高騰により、光熱費支払いの負担が増加するなど、特に大きな影響を受けているところです。また、近年の食料品等を中心とした物価高騰については、現状も高い水準が継続した状況にあり、給食費に直結することから、さらに大きな影響が懸念されます。
- 国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等により地域の実情に応じたきめ細かな支援を強化してきたところではありますが、いまだエネルギーに加え、食料品等の物価高騰の収束が見通せない状況が続いています。
- 特定教育・保育に要する費用として保育所等に支給する公定価格は、物価高騰等がすぐに単価に反映されるものではなく、これまで保育所等へは、単年度の国の補助金を活用した支援を行ってきました。
- 物価高騰により保育所等運営の先行き不透明な状況においては、物価高騰分を国の公定価格に適時・的確に反映させ、安定した支援を行っていく必要があります。このことは、実費徴収等による保護者への負担の転嫁を防ぐことにもつながります。
- 保育所等における施設整備事業においては、近年の建築工事費上昇により事業者の負担が著しく増加し、入札不調や工事遅延を生じる原因になっており、適正な施設整備費補助金を確保し、安定的に計画に沿った施設整備の推進を図るため、施設整備費補助の拡充が必要です。

■ 物価高騰の影響

＜川崎市消費者物価指数（R6／総合指数ベース）＞



令和6年12月
川崎市消費者物価指数：109.2
(対前年同月比：+3.4%)

依然として物価高騰傾向が続いており、特に、保育所等における給食費等の負担は大きい。
※保護者にまで負担の皺寄せがいく事態も散見される状況

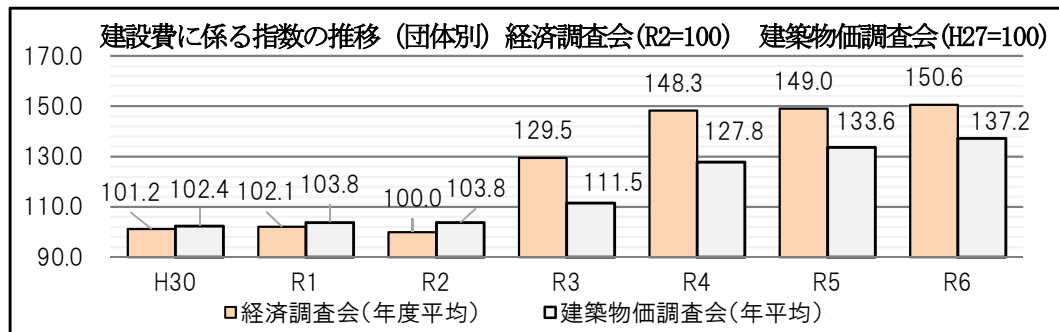
＜川崎市による事業者への支援実績＞

R7 予算：給食費の物価高騰対応に 5.2 億円計上

*地方創生臨時交付金等を活用した国庫補助事業
実績 R4：2.4 億円 R5：4.7 億円

令和7年度に入ってもなお、物価高騰に対する保育事業者の支援ニーズは大きく、透明な単年度型の補助事業ではなく、例月の給付の中で継続的・安定的に支援していくことが求められている。

○物価高騰に伴い、建築工事費も上昇。事業者の負担が著しく上昇



○本市の状況

令和2年度以降、施設建設に要する工事金額が大幅に上昇しており、入札不調や工事遅延を生じる原因になっている。

○本市の対策

事業者による建築仕様の見直しによる自助努力も限界を超えており、安定的な施設開所のため、令和5年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、14.5%相当分補助単価を引き上げて支援を実施。【計0.3億円】

例：民間保育所増改築事業 建築工事費補助単価を 310 千円/㎡⇒355 千円/㎡に変更

建築資材の高騰を的確に補助単価・補助率に反映し、施設整備補助の拡充を行うこと

この要請文の担当課／こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 TEL044-200-2686
こども未来局保育・幼児教育部保育第2課 TEL 044-200-3948
こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当 TEL 044-200-3794
こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 TEL 044-200-3630

障害児者に係る地域生活支援事業等補助金の適切な財政措置について

【厚生労働省】

■ 要請事項

地域生活支援事業費等について、本来は国が1/2、県が1/4で補助金を交付し事業を行うものであるが、満額補助されていない状況であるため、所要額を確保すること。

■ 要請の背景

- 地域生活支援事業費等については、移動支援事業や成年後見制度利用支援事業など、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）において実施が義務付けられた必須事業が複数設けられており、各市町村で実施することとされています。
- 国は、障害者総合支援法において、事業の実施を定めているにも関わらず、地域生活支援事業等補助金については、国の補助の上限を大幅に下回る額しか交付されていない状況が継続しています。
- 令和5年度決算では、対象経費約21億円に対し、国庫補助金は6億円となっておりますが、補助上限まで交付を受けた場合、国の補助金により50%を満たすところ国の充足率は約30%にとどまっています。この状況により、本市は、国によるものとして約4億円の財政負担が生じております。
- 他自治体においても、国に対し、必須事業については万全の財政措置を講ずることを強く要望しています。安定的なサービス提供体制の確保のためには、国による財政措置が必要です。

■ 地域生活支援事業とは

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法に基づき、各自治体が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業とされている。

費用負担について、国は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内、県は百分の二十五以内を補助することができるとされている。

必須事業	任意事業
成年後見制度利用支援事業 移動支援事業 理解促進研修・啓発事業 意思疎通支援事業 など	訪問入浴サービス 日中一時支援事業 レクリエーション活動支援 点字・声の広報等発行 など

予算の範囲内における補助であることは理解しているが、任意事業だけではなく必須事業についても十分な財政措置がされていない。

■ 「地域生活支援事業費等」と本市に対する補助金の交付状況

国・県の補助率：国1/2、県1/4

(単位：千円)

	対象経費	本来の補助額			実績			充足率 B/A
		国	県	計 A	国	県	計 B	
令和元年度	1,615,968	807,984 50%	403,992 25%	1,211,976 75%	466,420 29%	233,210 14%	699,630 43%	58%
令和2年度	1,534,313	767,157 50%	383,578 25%	1,150,735 75%	474,429 31%	237,214 15%	711,643 46%	62%
令和3年度	1,833,652	916,826 50%	458,413 25%	1,375,239 75%	441,589 24%	220,794 12%	662,383 36%	48%
令和4年度	2,110,494	1,055,247 50%	527,624 25%	1,582,871 75%	581,977 28%	290,988 14%	872,965 41%	55%
令和5年度	2,144,549	1,072,275 50%	536,137 25%	1,608,412 75%	609,157 28%	304,578 14%	913,735 43%	57%
令和6年度 (見込)	2,227,380							

地域生活支援事業費等については、障害者総合支援法の目的達成のため、執行体制を国が十分に保証することが必要とされる。

この要請文の担当課／ 健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課 TEL 044-200-2676

新興感染症等対応における十分かつ柔軟な財政措置について

【内閣官房・総務省・厚生労働省】

■ 要請事項

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた令和4（2022）年12月の感染症法一部改正に伴い、医療機関等に対する財政支援規定の新設や特措法の改正に伴う国庫補助負担率の嵩上げ規定等が新設されたが、法定事務以外の事務については財政措置は不明確であるため、都道府県及び保健所設置市等の「予防計画」に基づいた施策を実効的に行えるよう、新興感染症等が生じた際には十分かつ柔軟な財政措置を講じること。

■ 要請の背景

- 令和4（2022）年12月の感染症法の一部改正に伴い、現行、補助・負担割合を規定している医療機関等に対する財政支援に係る費用負担については、現行の規定を前提とした上で、①設備整備の対象施設に協定締結医療機関等を追加、②宿泊・自宅療養者の公費負担医療及び流行初期医療確保措置に関する負担規定を新設、③協定締結医療機関等が実施する措置に関する補助規定が新設されました。
- 特措法の改正により、特措法及び感染症法に基づき実施される措置のうち、地方負担が発生する法定の事務について、国庫補助負担率の嵩上げ（特別の交付金の交付）規定が新設されるとともに、令和6（2024）年7月に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画においても、財政支援を迅速に検討し、所要の措置を講ずることが明記されました。
- 新型コロナウイルス感染症対応の際に緊急包括支援交付金を活用したコールセンターの設置・運営やSMS一斉送信サービスなどの法定の事務以外の事務の費用についても、新興感染症等が生じた際には十分かつ柔軟な財政支援が必要です。

■新興感染症等対応における十分かつ柔軟な財政措置について

●令和4（2022）年12月に感染症法が改正され順次施行

➤ 医療機関等に対する財政支援規定が示された

★印は負担規定		感染症指定医療機関等の設備整備（第60条等）	入院措置（第58条第10号等）★	検査（第58条第1号）★	建物の立入制限等の措置（第58条第8号等）★	消毒等の措置（第58条第5号等）★	宿泊・自宅療養者の医療（新設）★	協定締結医療機関等が実施する措置（新設）	流行初期医療確保措置（新設）★
国・都道府県・補助割合	現行	1/2 (都道府県と折半)	3/4 (都道府県等は1/4)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と一般市町村で折半する場合、1/3)	規定なし	規定なし	規定なし
	改正案	1/2 (※) ※ 特定・第一種・第二種感染症指定医療機関以外の協定締結医療機関、宿泊療養施設、検査機関を追加	3/4 (都道府県等は1/4)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と一般市町村で折半する場合、1/3)	3/4 (都道府県等は1/4)	3/4 (都道府県等は1/4)	3/4 (都道府県等は1/4) ※公費の中で負担割合

※保健所設置市は「都道府県等」に含まれる

●令和5（2023）年4月に特措法が改正され順次施行

- 国庫補助負担率の嵩上げ規定及び地方債の発行に関する特例規定が設けられた
- 次の新興感染症等が生じた際に財源が不足しないよう、特措法及び感染症法に基づき実施される措置のうち、地方負担が発生する法定の事務について国庫補助負担率を嵩上げ（特別の交付金の交付）
 - 建設事業債等に限定されている地方債を、新型インフルエンザ等の感染症対策等に要する経費についても発行できるように特例規定が設けられた

→ 令和6（2024）年7月に改定された政府新型インフルエンザ等対策行動計画において、国は新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、国庫補助負担率の嵩上げなどの財政支援を迅速に検討し、所要の措置を講ずることが明記された。

●法定事務以外の事務等については、財政措置は規定されていない。

（コロナ禍における例）

- ・SMS 一斉送信サービスの活用
- ・コールセンター業務の委託 等

これらについては、緊急包括支援交付金等を活用したものの、次の新興感染症の流行時に同様の財政支援が必要である。

新興感染症発生時に都道府県並びに保健所設置市等の「予防計画」に基づいた施策を実効的に行えるよう十分かつ柔軟な財政措置を講じること

政策医療の維持・強化にかかる支援の充実について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 不採算医療である救急医療や小児救急医療、周産期医療等の政策医療について、将来にわたり安定的かつ持続可能な医療提供体制を構築するため、診療報酬及び補助金を大幅に引き上げること。
- 2 地域医療構想の具現化に向けた公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証要請等については、今後の新興感染症の拡大や頻発する大規模自然災害等への対応も見据えた慎重な議論を行うこと。

■ 要請の背景

- 救急医療や小児救急医療、周産期医療については、国民の命と健康を守るため国が政策的に主導しています。本市では、これらの医療提供体制を確保するため、公立病院に対する繰出金や民間病院等に対する補助金などにより医療機関の運営を支援していますが、全国一律の診療報酬体系や現在の地方財政措置では、市町村に多大な財政負担が生じています。
- 物価高騰や人件費の増加など、医療機関を取り巻く状況は厳しさを増しています。特に都市部における物価上昇水準はいずれも全国平均以上となっていることから、医療機関への影響は甚大であり、地域医療の安定的な確保が危惧されています。
- 令和6年度の診療報酬改定においては、本体の改定率+0.88%となりましたが、決して物価や人件費の上昇には見合っておりません。医療機関は、国が定める公定価格である診療報酬に対し、独自に物価高騰等の影響を価格に転嫁することが困難であることから、経費の増加に見合った診療報酬の引き上げが必要です。
- 将来にわたり安定的かつ持続可能な医療提供体制を構築するため、地域医療の確保において重要となる政策医療に対する国の支援の拡充が不可欠です。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に係る医療提供において公立・公的医療機関が果たした役割を踏まえて、具体的対応方針の再検証では、今後の新興感染症の拡大や頻発する大規模自然災害等への対応を見据えた検討が求められます。

■ 主な費用

(単位:千円)

令和7年度予算	総事業費	財 源
救急医療関係事業	443,464	使用料 561 、一般財源 442,903
小児救急医療関係事業	384,005	国庫補助金 16,285 、県補助金 21,275 、 使用料 1,045 、一般財源 345,400
市立病院における小児救急医療経費	396,354	医業収益 254,249 、一般会計繰入金 142,105
周産期救急医療事業	123,241	一般財源 123,241

■ 救急・小児救急・周産期等の医療体制（川崎市）

初期救急医療体制

- ・休日急患診療所(内科・小児科)(7か所)
- ・小児急病センター(3か所)
- ・夜間急患センター(1か所)

二次救急医療体制

- ・病院群輪番制病院(23病院(小児科8病院))
- ・休日二次応需病院(23病院(小児科8病院))
- ・救急告示医療機関(25医療機関)

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

- ・救命救急センター(3か所)
- ・総合周産期母子医療センター(1か所)
- ・地域周産期母子医療センター(2か所)

課題

- ・救急・小児・周産期医療等の不採算
- ・小児科医師、産科医師の不足
- ・医師の働き方改革への対応
- ・実支出額と比して著しく低い補助金



- ・診療報酬を引き上げること
- ・財政措置(補助金)を拡充すること

■ 公立・公的医療機関等が担うべき主な機能

- 高度急性期・急性期機能や不採算部門等の医療提供など
- 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療提供
- 地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供 等

+

- ★ 新興感染症への医療提供体制の中核機能、大規模自然災害等への対応



これらの役割を踏まえ、地域医療構想の具現化にあたっては慎重な議論を行う必要がある

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

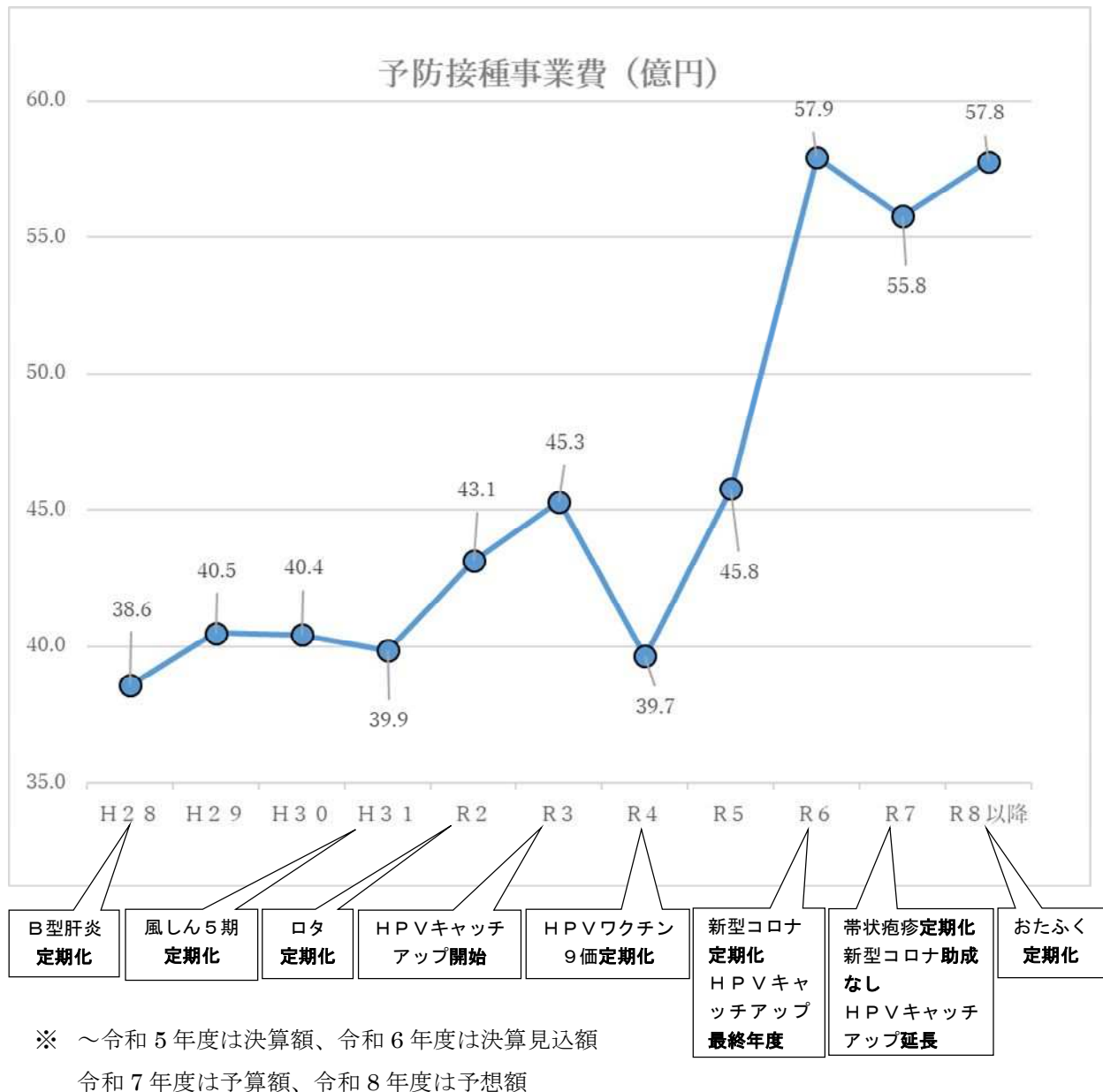
■ 要請事項

- 1 平成 24（2012）年 5 月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された提言に従い、必要な予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、確実な財政措置を行うこと。
- 3 特別な理由による定期予防接種の再接種については、現在、任意予防接種で行われているが、これを定期接種化すること。

■ 要請の背景

- 平成 24（2012）年に示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、必要なワクチンについては定期接種として位置付けるとされ、平成 25 年度以降、定期接種化が進んでおり、今後は、おたふくかぜの定期接種化についても検討されています。任意接種は全額自己負担となることを踏まえ、必要な予防接種の早期の定期接種化が求められます。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、A 類は事業費の 9 割、B 類は事業費の 3 割が地方交付税措置されていますが、特に A 類については、本市を含め、ほとんどの自治体が全額公費負担していることを踏まえ、制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、措置を拡充する必要があります。
- 令和 6 年度に新型コロナワクチンが新たに定期接種化され、更に令和 7 年度から帯状疱疹ワクチンも定期接種に位置づけられたことから、自治体の負担が拡大することが想定されています。
- 特別な理由による定期予防接種の再接種については、「予防接種による感染症の発生及びまん延の予防は公衆衛生上重要であること」「予防接種による健康被害時の救済制度が定期予防接種の方が手厚いこと」から定期接種化が望ましいと考えます。

本市における予防接種事業の財政負担



任意接種のおたふくかぜワクチンが
定期予防接種化された場合の本市負担額
55.8億円 → 57.8億円

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。特に、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業及びホームレスの自立支援事業については、全額国庫負担とすること。

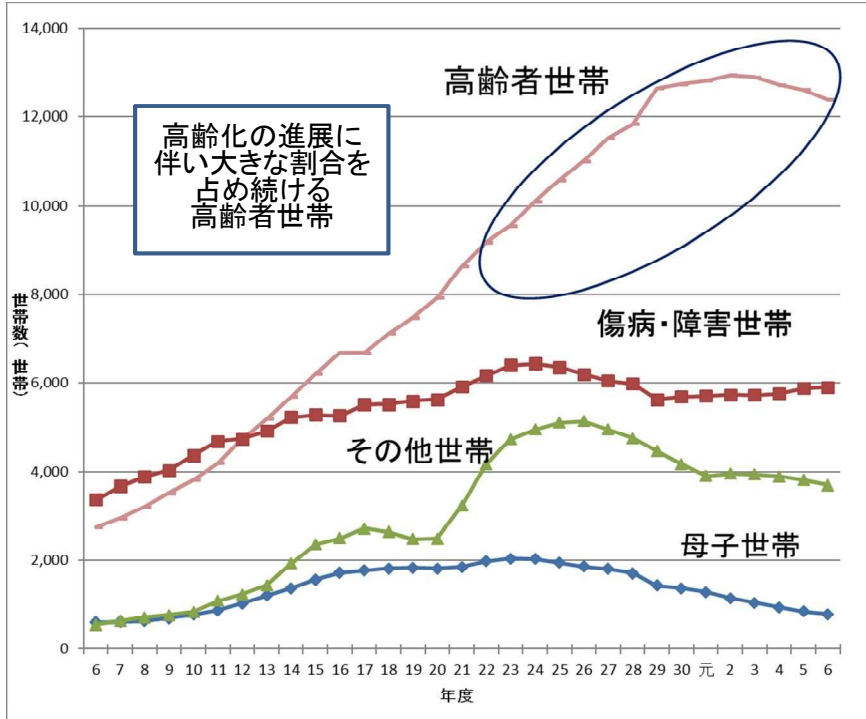
■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、生活保護制度の抜本的な見直しを提案してきました。また、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は大きな割合を占め続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担すべきものです。
- 生活困窮者自立支援制度は、対象者が生活保護に至る前に、早期に支援を行う第 2 のセーフティネットとしての役割を担っているものです。自立相談支援事業等においては、多様で複合的な課題を抱える多くの相談者により丁寧な寄り添い型支援を効果的に実施することが必要です。また、学習支援事業は、進学に向けた学習の支援だけでなく、居場所提供や生活習慣習得支援など「貧困の連鎖防止」に向けた取組として重要な役割を果たしています。ホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策の推進が必要です。これらを勘案し、基準額の加算措置を継続した上で、平成 27（2015）年の法施行以前と同様、国がその費用の全額を負担すべきものです。

■ 本市の取組

- 就労に向けた支援を要する生活保護受給者等に対し、国の補助金を積極的に活用し、多様な支援に取り組んできた結果、保護脱却を含む経済的自立に結びつけてきました。しかしながら、複合的で困難な課題を抱えた就労能力や意欲に欠ける対象者が残っており、既存メニューの見直し等による施策の強化を図る必要があります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移

[単位:億円]

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H25決算	586	434	152
H30決算	568	417	151
R5決算	560	422	138
R7予算	575	426	149

生活保護制度は、国の責任において全国一律に実施する制度である

⇒ 国が費用の全額を負担すべき!

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国費について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～令和7年度・・・制度化による国費率の削減(3/4、2/3、1/2)
(モデル事業(10/10))

(単位:千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	補助率 負担率	令和6年度協議額		
		事業費	国負担額※	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	230,539	172,904	57,635
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)	3/4	139,388	104,541	34,847
③ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(自立相談支援事業)				
④ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(一時生活支援事業)	2/3	276,451	184,300	92,151
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	61,000	47,480	13,520
⑥ 生活困窮者就労準備支援事業(就労準備支援事業)	2/3	12,465	8,310	4,155
⑦ 家計改善支援事業(家計改善支援事業)	2/3	23,857	15,905	7,952
⑧ 学習支援・居場所づくり事業(生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業)	1/2	101,086	50,543	50,543

全額国庫負担

それまでの間は、補助率の引上げが必要!

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は除く。

看護職員の確保に向けた支援について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 看護職員が充足している地域から不足する都市部へ人材の移動を促すため、都市部における住居費負担の軽減に向けた支援を「地域医療介護総合確保基金」の標準事業例に設定するなど、必要な措置を講ずること。
- 2 人材紹介会社への高額な手数料の支払いが医療機関の経営を圧迫し、処遇面をはじめ勤務環境の悪化を招いている現状を踏まえ、手数料の定額化や上限設定などの規制措置を講じること。

■ 要請の背景

- 看護職員の不足状況は全体的に改善しているものの、依然として地域偏在が生じており、特に都市部において不足傾向が強い状況にあります。
- 生産年齢人口が減少し人的資源に限りがある状況を踏まえると、充足地域から不足地域への人材の移動は必要不可欠であり、移動を促すにあたっては、生活費の負担が大きい都市部における実効性の高い支援が強く求められます。
- 本市の人口 10 万人あたりの看護職員は、全国ワースト 2 位の神奈川県の前平均 951 人を下回る 910 人と大変厳しい状況です。市内養成校の定員数が少なく、市外からの採用に頼らざるを得ない特有の事情がある中、様々な確保対策を行ってきましたが、市独自の取組では限界があります。
- 看護職員の偏在是正に向けて、都市部特有の住宅状況を踏まえ、住居費負担の軽減を図るなど、きめ細やかな処遇改善に係る支援が必要です。
- 看護職員が不足している状況下で人材を確保するため、多くの医療機関で人材紹介会社の活用が見受けられています。人材紹介会社への手数料は自由価格で設定される一方で、保険診療は公定価格で行われているため価格に転嫁することができず、高額な手数料の支払いが医療機関の経営を大きく圧迫しています。
- 現在、既に規制されているお祝い金や転職勧奨などに加え、手数料の定額化や上限規制といった、法令等による規制が必要です。

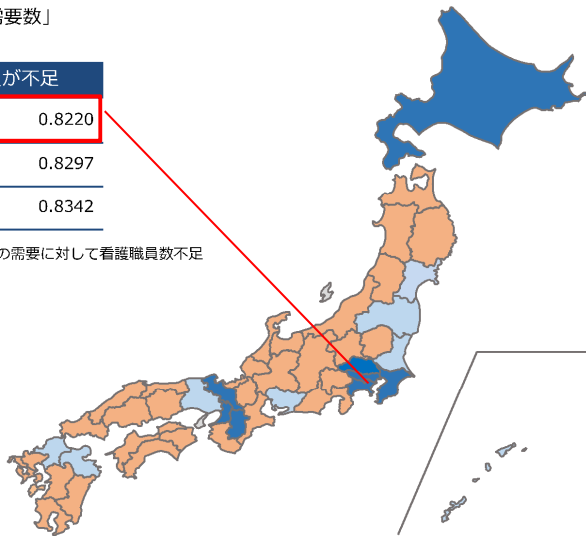
●各都道府県の供給数と需要数の比較

⇒「2020年の供給数」÷「2025年の需要数」

看護職員が充足		看護職員が不足	
佐賀	1.2228	神奈川	0.8220
宮崎	1.2213	大阪	0.8297
島根	1.1701	千葉	0.8342

※ 1.0未満であれば、2020年時点の供給数は2025年の需要に対して看護職員数不足

・・・	1.0以上 (31自治体)
・・・	0.9以上 1.0未満 (8自治体)
・・・	0.9未満 (8自治体)



【資料出所】

・2025年の需要数：「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ（概要）」（2019年11月15日）
 ・2020年の供給数：「2020年医療施設（静態）調査」「2020年衛生行政報告例（隔年報）」

●本市の平均家賃

●1畳あたりの家賃において、**全国平均を大きく上回っており、指定都市では1位。**

東京都特別区部	6,554円
川崎市	5,157円
横浜市	4,689円
全国平均	3,575円

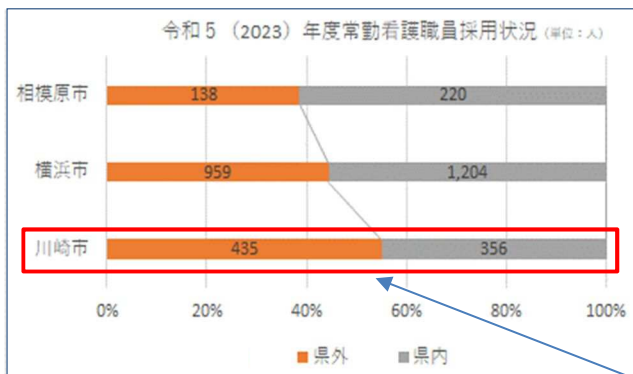
※令和5年住宅・土地統計調査より

●月額平均家賃において、**東京都特別区部について、第2位。指定都市では1位。**

東京都特別区部	93,561円
川崎市	78,342円
横浜市	74,503円
さいたま市	68,003円

※令和5年住宅・土地統計調査より

●本市看護職員の採用状況

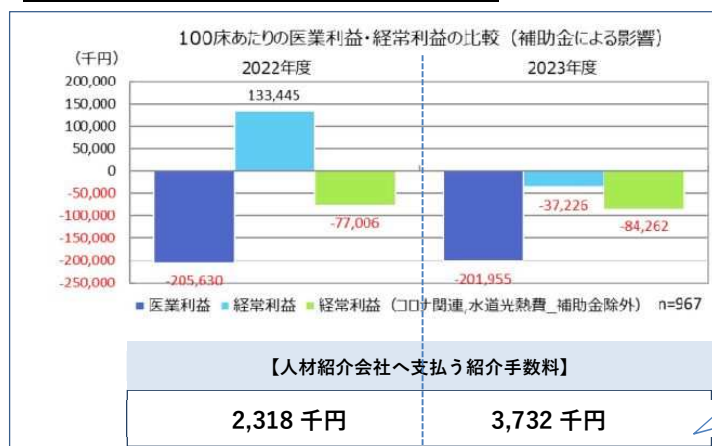


出典：「神奈川県 2023 年度 看護職員就業実態調査（病院）」を基に作成

県内看護職員養成施設の状況（単位：人）		
県内指定都市	養成施設数	対人口10万定員数
横浜市	17	40
相模原市	2	28
川崎市	3	14

出典：川崎市の独自調査により作成

●経常利益と紹介手数料の年度間比較



出典：「2024 年度 病院経営定期調査」

定員数が少なく、県外からの採用割合は50%を超える

経常利益が大幅に落ち込む中、手数料は前年比で**1.6倍！**

G I G Aスクール構想の推進について

【文部科学省】

■ 要請事項

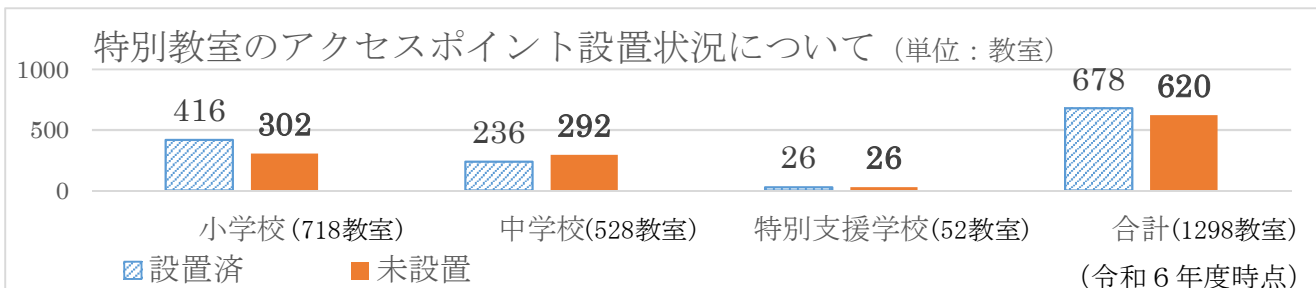
- 1 「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」で示された学校のネットワーク等の整備に要する費用について、全額国庫補助の対象とすること。
- 2 G I G Aスクール構想は、全国一律に実施する施策であることから、1人1台端末環境の維持のための管理・保守やICT支援員の配置、端末及びネットワーク機器の更新、学習用デジタル教科書等、今後発生する全ての費用について、全額国庫負担とすること。

■ 要請の背景

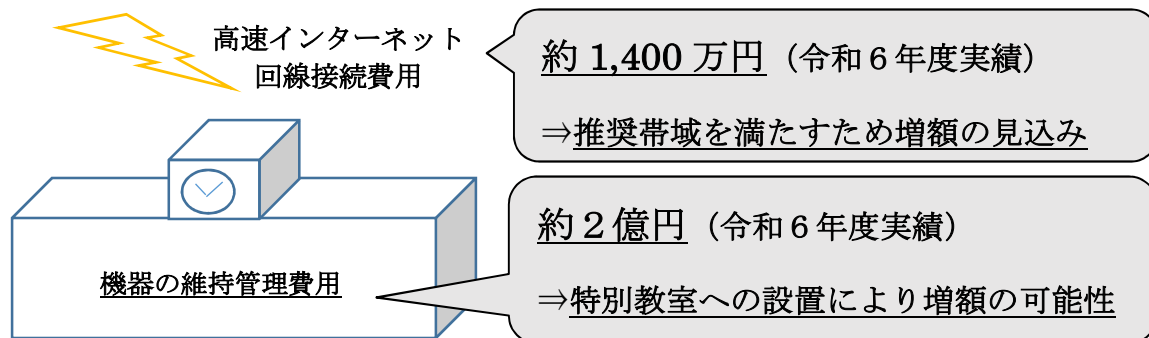
- 本年1月24日に文部科学省から示された「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」（以下「整備方針」という。）では、学校におけるICT環境整備について優先的に整備すべきICT機器等の設置及び機能の考え方が整理され、整備方針を踏まえた「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」では、その整備水準と実現のために必要な事業費について地方財政措置が講じられる予定とされています。
- 整備方針では、原則無線LANによるネットワーク環境の特別教室への常設（約8.5億円）、インターネット接続を行うためのネットワーク帯域（速度）、ICT支援員の4校に1人の配置といった考え方や校務系ネットワークとの統合などが示されており、実現に向けては更なる事業費が必要となります。
- 普通交付税の不交付団体である本市では、令和7年度の端末のリース契約満了（令和8年3月30日）に伴う、端末の更新費用のうち、地方交付税で措置される分について本市の財源で対応する必要があるなど、財政が圧迫されています。
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることによる「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、学校におけるICT環境の整備は必要不可欠な学習基盤であると本市でも認識しております。一方で、将来にわたる費用負担も含め、各自治体の財政に与える影響は大変大きなものとなっています。

■ ネットワーク環境の特別教室への常設に係る費用

アクセスポイントが設置されていない特別教室 620
 $\times$
 1 教室あたりの整備費用 1,350 千円 (令和 7 年度見積額)
 $=$
 約 8.5 億円



■ 通信ネットワークの維持に係る費用



■ その他の G I G A スクール構想の推進のために必要な費用

上で説明した通信ネットワーク関連以外にも様々な費用が生じます。

毎年生じる主な費用

- ・ I C T 支援員の配置
- ・ データ利活用関係
- ・ 学習者用デジタル教科書 (導入後)

定期的に生じる主な費用

- ・ ネットワーク機器の更新 (機器により耐用年数は異なります。ハブやルータ等は、国税庁の示すおおむねの耐用年数は、10 年となっています。)

端末のリースに伴い生じる費用

- ・ 端末本体、保守・管理
 - ・ セキュリティ対応
 - ・ 学習者支援ツール
- ※ 契約期間は 5 年、支払は毎月

G I G A スクール構想は、全国一律に実施する施策であることから、国の責任で行われるべきであり、自治体において安定的に推進していくために、今後生じる費用も含めて、地方交付税措置等による対応ではなく、恒久的な補助制度を設けるなど、全額国費負担で措置すること。

■ 校務系ネットワークとの統合に必要な費用

令和 11 年度までに、次世代の校務システムを導入し、G I G A ネットワークと統合するためには、校務系ネットワークで必要となるセキュリティを確保するため、流出・改ざん・棄損等の脅威への対策を講じたアクセス認証型ネットワークの整備が必要になるため、そのための費用も全額国庫負担で措置するようお願いします。

学校における医療的ケア児支援の充実について

【内閣府・文部科学省】

■ 要請事項

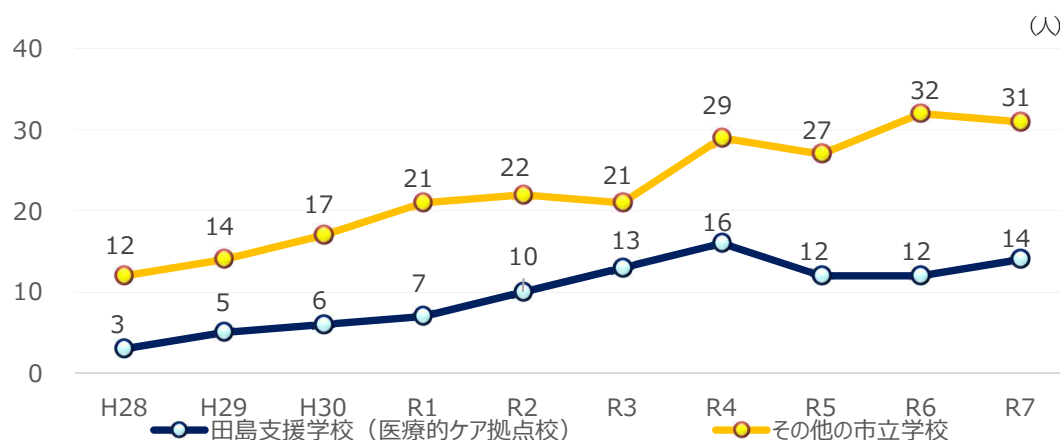
- 1 学校における医療的ケア看護職員等配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を関係法令において公立学校における教職員定数に位置付けるなど、看護師の安定的な配置に向けた必要な措置を講ずること。
- 2 医療的ケア児の通学支援に向け、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 医療技術の進歩に伴って医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化する中で、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、令和3（2021）年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「法」という。）が施行されました。法においては、国や地方公共団体の責務等が規定されており、各地方自治体における主体的な取組が求められております。
- 本市においては、市立学校に在籍する医療的ケア児は、特別支援学校のみならず、小・中学校においても増加傾向にあるとともに、人工呼吸器による呼吸管理等の高度な医療的ケアを要する児童生徒も増加しております。
- 通学支援を必要とする医療的ケア児の人数も増加傾向にあり、通学中における人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアが必要な児童生徒が増加しております。
- 国においても、学校における看護師の配置に対する支援など、様々な支援を実施しているところですが、法の趣旨に基づき、学校において、医療的ケア児の増加等に適切に対応していくためには、国における支援を更に充実させる必要があります。

1 川崎市における状況

市立学校に在籍する医療的ケア児は増加傾向にあり、特別支援学校のみならず、その他の市立学校においても増加しています。今後も受入児童生徒は増加を続ける見込みとなっています。



2 学校における医療的ケア児支援の状況（令和7年度予算ベース）

（1）学校における医療的ケア対応

（千円）

人員配置	対応
常勤6名	他の定数を自立活動教員（看護師）に振り替えて対応している状況

要請1
教職員定数の位置づけを！

人員配置	必要額	国庫補助※	市負担
非常勤10名	30,896	10,298	20,598
派遣委託 約31名	79,332	26,444	52,888

要請1
財政支援の拡充を！
（補助率の引上げ等）

（2）通学支援（本市ではスクールバスによる登下校の通学支援を実施）

（千円）

対応	必要額	国庫補助※	市負担
同乗看護師委託 (1,550時間)	22,320	6,820	13,640
バス委託（バス 3台＋運転）	28,920	0	28,920

要請2
バスの調達・運行を対象とした補助がないため、地域の実情に応じた財政措置を！

※教育支援体制整備事業費補助金（補助率1／3）

この要請文の担当課／教育委員会事務局学校教育課 TEL 044-200-2549

教職員定数の改善と教育人材の確保について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 教員の負担軽減を更に進めるため、小学校における教科担任制の推進に向けた加配定数の基礎定数化に加え、基礎定数化が段階的に進められている通級指導担当教員や初任者研修担当教員等の定数改善を行うこと。また、安全安心で持続可能な学校給食の提供体制の確保や食育等の更なる拡充を進めるため、栄養教諭・学校栄養職員の全校配置に向けた定数改善を行うこと。
- 2 支援を必要とする多様な児童生徒に対応するため、コーディネーターを担う教員の全校配置が可能となるよう基礎定数化、また、特別支援学級の学級編制の標準を特別支援学校と同等とする等の定数改善を行うこと。
- 3 教育人材の確保が困難な状況が続いていることを踏まえ、教員を志し、将来の学校教育を担う人材を増やすための効果的な施策を実施すること。
- 4 教職調整額及び各種手当の改善など、教員の処遇改善に係る自治体の費用負担について、普通交付税の不交付団体に対しても適切な財政措置を行うこと。

■ 要請の背景

- 小学校教員の持ちコマ数の軽減に資する教科担任制の基礎定数化、巡回指導の体制強化に向けた通級指導担当教員等の定数改善に加え、食の安全安心や食育等の更なる充実に向けて、栄養教諭・学校栄養職員の定数改善を行う必要があります。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加や障害の重度化、いじめや不登校、日本語指導を必要とする児童生徒への対応等支援を必要とするニーズの多様化を踏まえ、これらに対応してコーディネートする専門教員の配置が不可欠です。
- 教員の人材不足は、依然として厳しい状況にあることから、将来の学校教育を担う人材を増やすため、国において効果的な施策を実施する必要があります。
- 普通交付税の不交付団体である本市では、教員の処遇改善に伴い、多大な財政的負担が見込まれます。地方財政を圧迫することにより、教育水準はもとより、行政サービスの低下を招く恐れがあります。

■ 本市における支援を必要とする児童生徒数の状況

(1) 通級指導(巡回指導)を必要とする児童数の推移

年度末にかけて増加傾向 (人)

		4月	⇒	10月	⇒	3月
言語指導	指導人数	396	⇒	423	⇒	499
	(巡回)	(95)	⇒	(101)	⇒	(130)
情緒指導	指導人数	426	⇒	435	⇒	500
	(巡回)	(129)	⇒	(153)	⇒	(190)

()内は指導人数のうち、巡回指導の人数

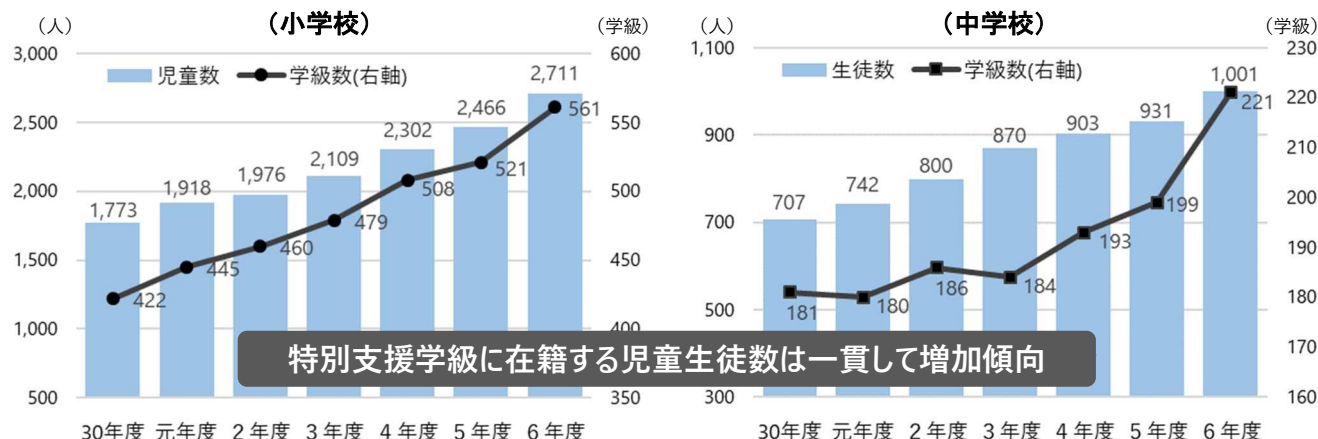
(2) 日本語指導を必要とする児童生徒数の推移

(人)

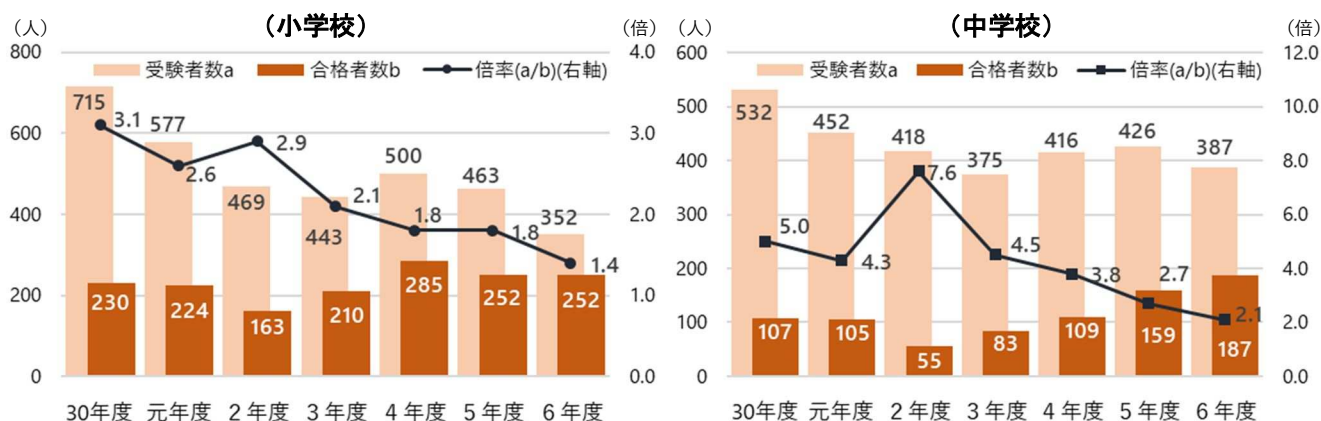
年度	小学校	中学校	合計
元年度	441	150	591
2年度	520	167	687
3年度	637	154	791
4年度	733	147	880
5年度	915	169	1,084
6年度	960	208	1,168

5年間で約2倍

(3) 特別支援学級在籍者数及び学級数の推移



■ 本市における教員採用試験実施状況



■ 本市における教員の処遇改善に係る費用



本市の一般財源の増加額
R6年度⇒R12年度で
約14.1億円の増加

※「新たな級の創設」の増額分は含めていない。

緑地保全事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

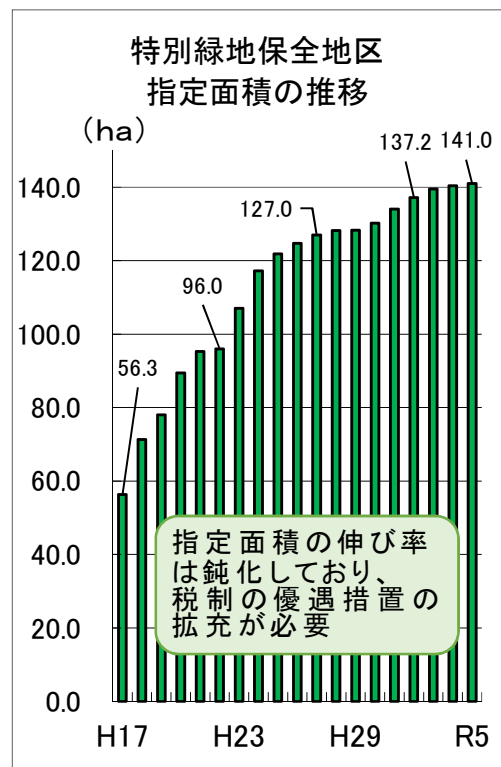
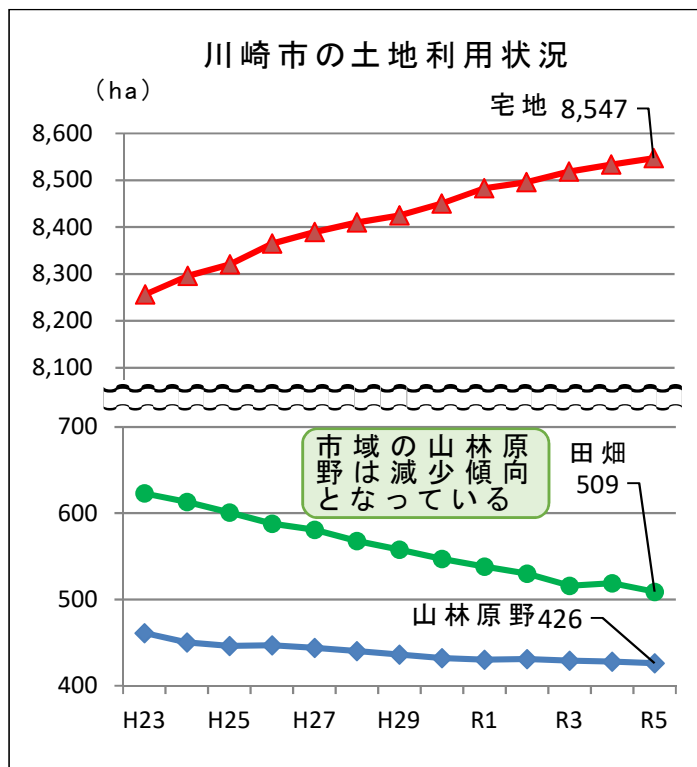
- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや、保全緑地の更なる利活用などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 保全緑地の再生や樹木の維持管理に対する必要な財政措置を講ずること。
- 3 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

- 本市では、市域の緑のネットワーク形成、気候変動対策、生物多様性の確保、幸福度（Well-being）や都市景観の向上に向けて、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵などで特別緑地保全地区の指定の取組を進めている中、相続等による地区内の土地の買入れ申出が増えています。
- 本市では、保全した緑地における「利活用と保全の好循環」の創出に向け、市民等との協働による保全管理活動を進めています。一方、市街地内の緑地においては、管理施設や斜面地の安全対策を図る施設等の整備が必要となっています。
- ナラ枯れ被害や大径木化に伴い倒木等の災害が発生する恐れがある樹木等の択伐や持続的な林床管理など、生物多様性の確保や都市のグリーンインフラとしての機能を発揮させるための対応が必要となっています。
- 本市は首都圏の中心部に位置しており土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、地権者からの協力を得るための相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

■ 費用

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ○ 令和8年度計画事業費 | 約6.9億円（国費 約2.4億円） |
| ・ 特別緑地保全地区用地取得費 | 約6.3億円（国費 約2.1億円） |
| ・ 特別緑地保全地区整備費 | 約0.6億円（国費 約0.3億円） |



管理された良好な樹林地
(小沢城址特別緑地保全地区)



保全緑地の利活用
(王禅寺四ツ田特別緑地保全地区)



ナラ枯れの様子
(南野川特別緑地保全地区)



樹林地整備の様子
(小沢城址特別緑地保全地区)

緑地保全の取組を着実に進めるための必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

公園等整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 本市の公園緑地の拠点である、生田緑地や菅生緑地の整備や用地取得について、確実に推進するために必要な財政措置を講ずること。
- 2 公園施設に係るライフサイクルコストの縮減に向けた遊具等の長寿命化に必要な財政措置を講ずること。
- 3 富士見公園及び等々力緑地について民間活力を導入した再編整備を着実に進められるよう、事業の進捗に応じた財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

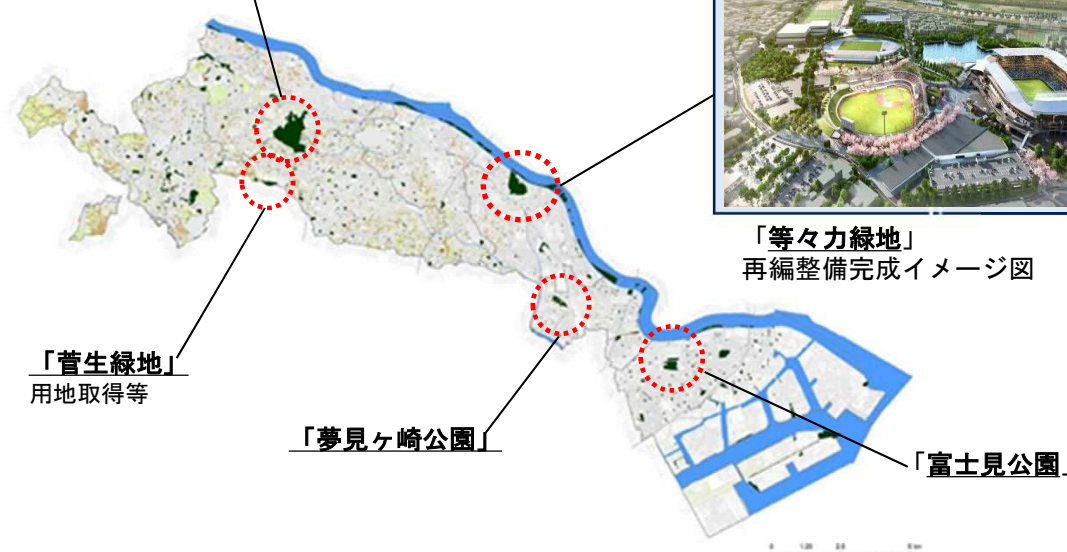
- 生田緑地や菅生緑地では、生物多様性の確保や市民協働による取組の推進のため、整備や用地確保が必要です。また、富士見公園、等々力緑地では、民間活力を導入し、防災・グリーンインフラ・健康づくりなど新たなニーズに対応した再編整備を進めています。
- 特色ある公園緑地に向けては、夢見ヶ崎公園などにおいて、様々なニーズに対応した公園の柔軟な利活用によるオープンスペースの創出など、更なる魅力づくりが必要であるとともに、公園施設の戦略的な維持管理・更新により長寿命化を図ることが必要です。
- 誰もが暮らしやすく住み続けたいまちの実現に向け、富士見公園、等々力緑地、生田緑地を中心に、みどりのまちづくりを持続的なものにするため、みどりの価値・魅力の創出や多様な主体との協働・共創の取組をより一層推進することが必要です。

■ 費用

- 令和8年度計画事業費 約 4.8億円（国費 約 2.1億円）
 - ・用地取得費 約 1.8億円（国費 約 0.6億円）
 - ・整備費 約 3.0億円（国費 約 1.5億円）



「生田緑地」
施設整備



「等々力緑地」
再編整備完成イメージ図

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
生田緑地	整備・用地確保			
菅生緑地	整備・用地確保			
夢見ヶ崎公園	整備計画	整備設計		
公園施設の 長寿命化	公園施設更新			
富士見公園	再編整備			
等々力緑地	再編整備			

・公園緑地等の再整備や用地取得、公園施設の長寿命化等の
維持管理・更新に必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390
建設緑政局富士見・等々力再編整備室 TEL 044-200-2417

羽田空港新飛行経路の運用に関する騒音・振動対策等の強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 羽田空港の新飛行経路運用について、B777 などの騒音影響の大きい機材や国際便のB滑走路運用の見直しなど、騒音・振動軽減対策を図ること。
- 2 殿町周辺地域は他地域と比べ、極めて大きな騒音値が計測されていることから、防音工事助成制度について、住宅、学校、病院、研究施設等に対する助成制度の充実を図ること。また、研究機関等の意見に応じ、現状把握や専門家による科学的調査など必要な対応を行うこと。
- 3 騒音測定局を活用し、住宅地への影響把握及び市民の理解に関する取組を行うこと。
- 4 コンビナート地域や住宅地等の上空飛行における安全対策の強化を図ること。

■ 要請の背景

- 本市に向け離陸する新飛行経路は、他地域と比べ極めて大きな騒音が発生し、大型機では国の推計平均値 91dB を上回る騒音が複数回計測されています。また、新飛行経路運用開始以降、年々騒音値が上昇していることや、令和 6（2024）年の環境基準の類型指定により周辺住民の騒音に対する関心が高まっていることを踏まえ、B777 などの騒音影響の大きい機材や6千km未満の国際便のB滑走路からの離陸運用の見直し、離陸頻度の高い小型機材の更新など、より一層の騒音・振動対策の強化が必要です。
- 殿町周辺地域は、特に南風運用が多い時期に極めて大きな騒音が生じており、経路周辺の住民からは、対策を求める意見が毎年寄せられているため、助成制度の見直しが必要です。また、殿町国際戦略拠点の研究施設等も助成対象に含めるとともに、現状把握や必要に応じて専門家による科学的調査などの対応が必要です。
- 令和 6（2024）年 1 月 2 日に羽田空港内で発生した航空機事故を受け、依然として市民から不安の声が上がっており、安全対策の更なる強化や市民への情報提供について、国が責任を持って行う必要があります。

■新飛行経路

B滑走路西向き離陸
⇒南風運用(年間の約4割)
運用時間:15時~19時のうち3時間
1時間あたり20便程度



・殿町国際戦略拠点の隣接エリア及び東海道貨物支線の内陸側に住宅が多く立地

⇒増設した騒音測定局を活用し、騒音影響のきめ細かな把握及び情報提供を行うこと

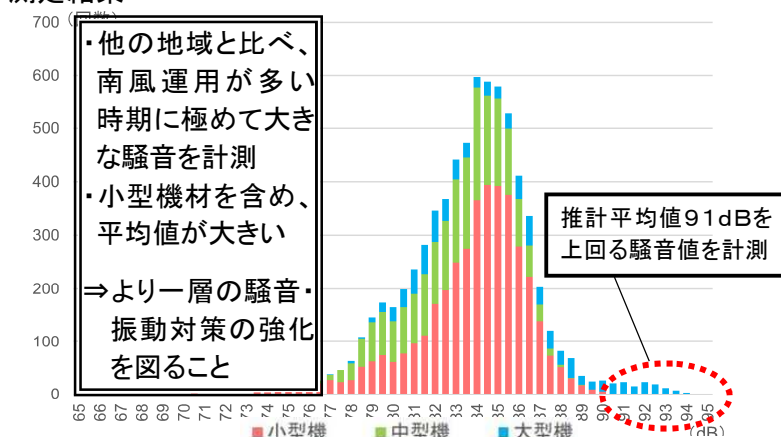
■騒音測定局(国立医薬品食品衛生研究所)の測定結果

単位: dB

	実測値の平均 (R6.4.1~R6.10.31)	説明会等でお示した 推計平均値※1
大型機	87.3	91
中型機	83.6	—
小型機	84.7	86
全体	84.8	—

※1 住民説明会等でお示した推計平均値のうち、本測定局における想定高度や想定経路からの側方距離に対応する値

Lden	平均 (R6.4~R6.10)	※2 航空機騒音を音の大きさ、継続時間、発生した時間帯の3要素で評価する指標。
※2	59.0	



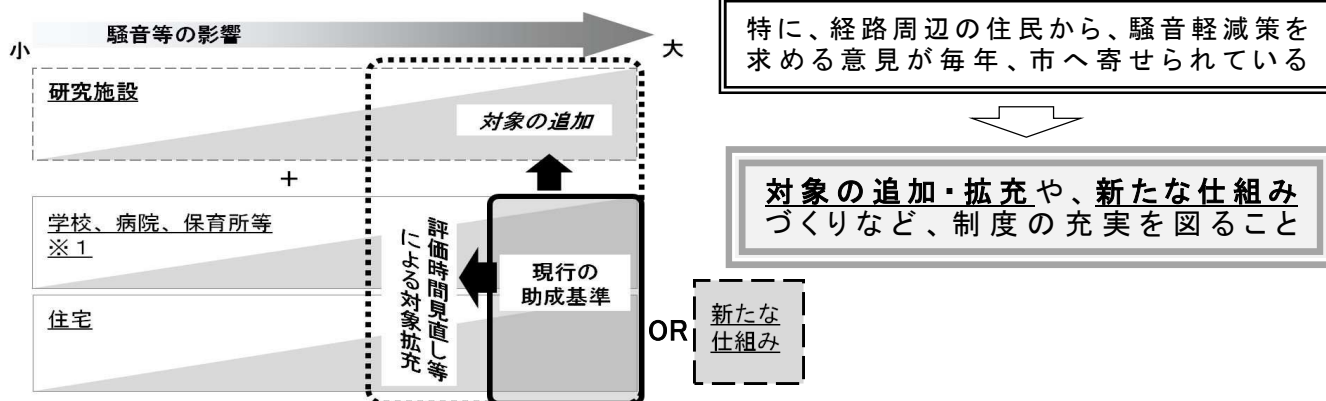
●他地域における実測値平均(全体)上位3地点

- ・南部下水道事務所(品川区、A着陸): 75.4dB(Lden49.2)
- ・羽田小学校(大田区、B離陸): 73.8dB(Lden48.7)
- ・高輪台小学校(港区、C着陸): 72.8dB(Lden50.3)

●過年度の年間 Lden 値

年度	R2	R3	R4	R5
年 Lden	52dB	54dB	55dB	58dB

■防音工事助成制度の充実



※1: 2018年4月に教育施設等の対象施設の追加及び評価時間の見直しを実施

この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2717

住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

公営住宅等の整備・改善をはじめとした高齢者等の居住の安定確保、総合的な耐震対策や密集市街地の改善に向けて、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、老朽化の更なる進行により、更新等を要する住宅ストックの増加が続く公営住宅の整備・改善を着実に進めるなど、持続可能で安全・安心な暮らしを支える住宅の供給に向けた取組を推進するために必要な財政措置を求めます。
- 令和6年能登半島地震後は、木造住宅の耐震化支援制度の申請件数は倍増しており、この機を捉えて耐震化を加速するためには十分な財政措置が必要です。また、衛星による崖の変動観測を行うなど、宅地の安全対策を促進しており、こうした新技術を活用した取組等が助成対象となるよう一層の制度拡充が必要です。
- 本市では、火災延焼被害が広い範囲に想定されていることから、大規模地震発生時に人的・物的被害が大きく、重点的な対策の優先度が極めて高い地区を不燃化重点対策地区とし取組を進めています。この様な自治体での取組に沿うような助成内容に拡充するなど一層の制度拡充が必要です。

■ 費用

- | | |
|------------------|---------------------|
| ○ 令和8年度計画事業費 | 約90.3億円（国費 約39.0億円） |
| ・ 公営住宅整備事業等 | 約81.4億円（国費 約34.7億円） |
| ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業 | 約5.0億円（国費 約2.4億円） |
| ・ 密集市街地の改善事業 | 約3.9億円（国費 約1.9億円） |

■ 効果等

- 安全・安心な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定
- 住宅・建築物等の耐震性、耐火性向上による安全性の確保

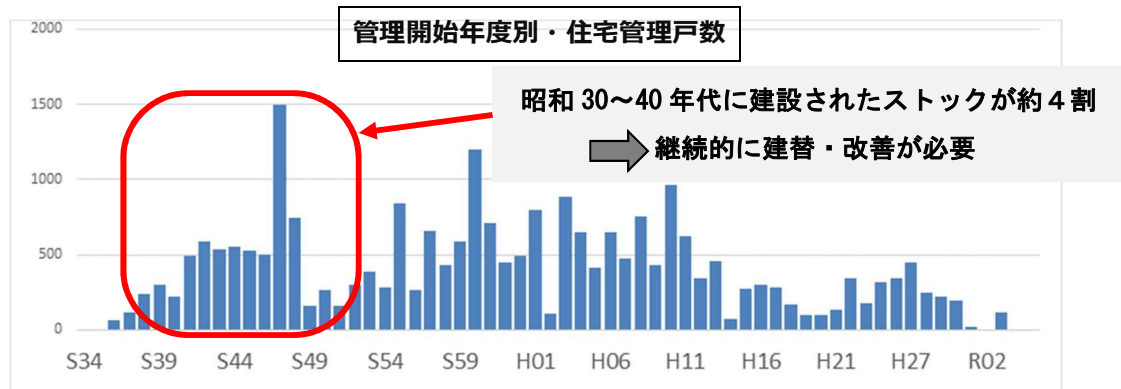
公営住宅整備事業等

■公営住宅整備事業

- ・初山住宅（2棟44戸）、高石住宅（1棟40戸）、
生田住宅（1棟70戸）、小倉西住宅（1棟110戸）など

■公営住宅ストック改善事業

- ・長寿命化型・安全性確保型等改善事業（全22団地 44棟）



■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・マンション共用廊下等段差解消工事、居住支援推進事業 など

住宅・建築物等の耐震対策事業等

■住宅・建築物等の耐震化事業（民間建築物）

建築物等の耐震化の更なる促進を図るために、令和2年度に改定した「川崎市耐震改修促進計画」に基づき各種施策を推進しています。

- 目標：①住宅の耐震化率を令和7年度までに98%とする。
②特定建築物の耐震化率を令和7年度までに97%とするとともに、
令和7年度を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物
を概ね解消する。
(令和6年度末の耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物：117棟)

主な取組：○木造住宅耐震対策 ○民間マンション耐震対策
○特定建築物等耐震対策 ○耐震診断義務化沿道建築物耐震対策

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：不燃化重点対策地区内の焼失棟数を令和7年度末までに35%減とする

主な取組：○密集住宅市街地整備促進事業 ○老朽建築物除却事業
○住宅等不燃化推進事業 ○区画道路拡幅促進事業など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2707
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 高規格堤防整備事業について、戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進、鈴木町地区の治水安全度の向上を目指した事業推進、殿町地区の拠点価値の維持向上に資する安全確保に必要な対応など、着実な整備の推進を図ること。
- 2 高規格堤防の整備に併せたまちづくりについて、事業の進捗に応じた財政措置を講ずること。

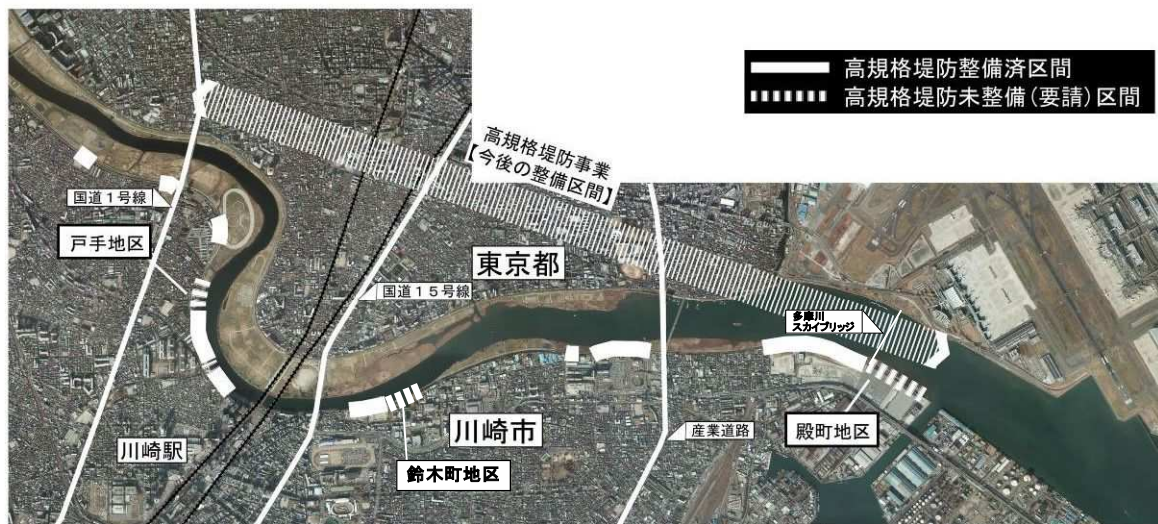
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成 23（2011）年 12 月の第 7 回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道 1 号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 戸手地区は、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、台風による冠水被害などが度々生じていますが、仮に、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などで甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域であるため、残る上流部についても早期に整備を完了する必要があります。
- 鈴木町地区については、令和元年東日本台風の際に河港水門からの越水等による浸水被害があったことを踏まえ、同地区の治水安全度の向上を図るため、高規格堤防整備を推進していく必要があります。
- 殿町地区については、国際戦略総合特区等の指定を受け、世界的なイノベーション創出拠点として概成し、最先端の研究開発が行われており、激甚化・頻発化する災害に対する治水安全度の一層の向上を図る取組を継続的に行う必要があります。

■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・鈴木町地区・殿町地区（位置図）



戸手地区



戸手地区（上流部）

※令和元年東日本台風による被害状況



戸手地区 要請額（優良建築物等整備事業）

令和8年度 計画事業費	内、国費
約 105,000 千円	約 52,500 千円

鈴木町地区



殿町地区



今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸（戸手地区、鈴木町地区、殿町地区）の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

高規格堤防整備に併せたまちづくりについて、事業進捗に応じた財政措置を行うこと。

平瀬川・多摩川合流部整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

平瀬川の更なる治水安全度の向上を図る事業は、完成するまで長期間を要することから、計画的に事業執行するための必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、平瀬川と多摩川の合流部周辺で浸水被害が発生しました。
- 本事業は、令和3（2021）年3月に策定された「多摩川水系流域治水プロジェクト」において、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策に位置付けられており、治水対策を確実に実施することが必要です。
- 令和4（2022）年2月に策定された「多摩川水系平瀬川ブロック河川整備計画」に基づき、多摩川本川水位を考慮した堤防整備に令和7（2025）年3月より着手しており、着実に事業を推進するためには、計画的な財源確保が必要となります。

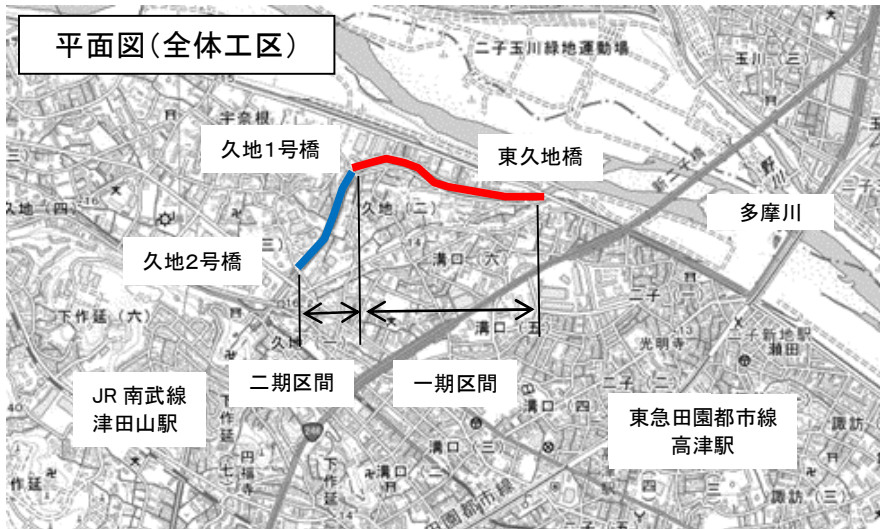
■ 要請額

- 補助対象事業費【一期区間】 約80億円
(国費 約26.7億円、県費 約26.7億円)
- 補助対象事業費【令和8年度】 約10.8億円
(国費 約3.6億円 県費 約3.6億円)

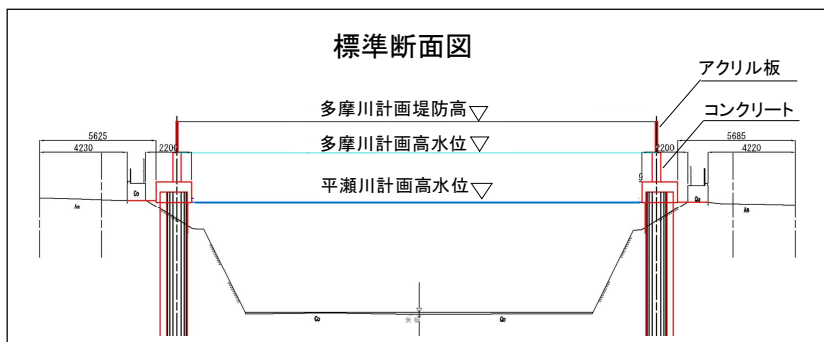
■ 効果等

- 多摩川からの背水に対して、更なる治水安全度の向上が図られます。
- 令和元年東日本台風で浸水した約6ヘクタールの地域については、同規模の降雨に際しても、浸水被害を解消することができます。

平瀬川・多摩川合流部整備事業の概要



現況



整備後

【一期区間】

- 計画区間 川崎市高津区久地2丁目地内
- 計画期間 令和6年度～令和14年度
- 補助対象事業費 約80億円
- 事業の概要 自立式特殊堤の整備（区間延長 約700m）

○今後の事業費の見込み

(単位：百万円)

	過年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	合計
補助対象事業費	372	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	7,995
国費	124	363	363	363	363	363	363	363	2,665

平瀬川・多摩川合流部対策の早期完成に向けた継続的な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

河川管理施設の老朽化対策について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 河川管理施設の老朽化対策を計画的に推進するため、当初予算を含めた必要な財政措置を講ずること。
- 2 国土交通省所管補助金等交付規則等における現行制度の要件緩和及び県も負担する制度とすること。

■ 要請の背景

- 本市の維持管理する一級河川及び準用河川の延長は約 38km ありますが、そのうち、約 6 割が改修後、概ね 50 年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震などの災害に備える必要があります。
- 本市では、年間約 2 億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくためには財政措置が必要です。
- 老朽化の進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特徴から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっており、老朽化等の顕著な事例として、一級河川平瀬川では護岸変状が確認されたことから、治水安全性を確保するために、平成 28 年度から工事を実施しています。
- 河川管理施設の修繕や更新を円滑に進めるため、令和 4 年度に国土交通省所管補助金等交付規則が改正され、河川メンテナンス事業が創設されましたが、準用河川及び普通河川は採択基準の対象外であるため、当該基準の緩和に加え、施設機能向上事業等の当初予算を含めた計画的な財源確保や県の負担を定めることが必要です。

■ 費用

- 令和 8 年度計画事業費 約 3.2 億円（国費 約 1.6 億円）

■ 効果等

- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化及び機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川



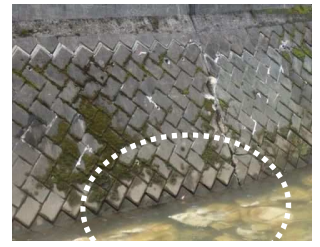
〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の見違い



護岸背面部の空洞



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

〔一級河川平瀬川の護岸更新〕



鋼管杭の打設



完成箇所

一級河川平瀬川の河川管理者は県であるが、
河川法第 16 条の 3 のに基づき川崎市が河川工事を実施
【現状（施設機能向上事業）：国費 1 / 2 市費 1 / 2】



河川管理者である県に対しても費用負担を求めたい

（都市基盤河川改修事業の例）

「国費率：1 / 3（都道府県が市町村に対し事業費の 1 / 3 を負担する場合に限る。）」「社会資本整備総合交付金交付要綱より」

河川管理施設の老朽化対策を計画的に推進するため、当初予算を含めた必要な財政措置を講ずること

国土交通省所管補助金等交付規則について、現行制度の要件緩和や県も負担する制度を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

水道管路更新・耐震化の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

災害発生時に被害を受けやすい非耐震管路の更新・耐震化及び老朽化した基幹管路の更新を推進することについて、必要な国庫補助制度における採択基準の緩和及び財政措置を講ずること。

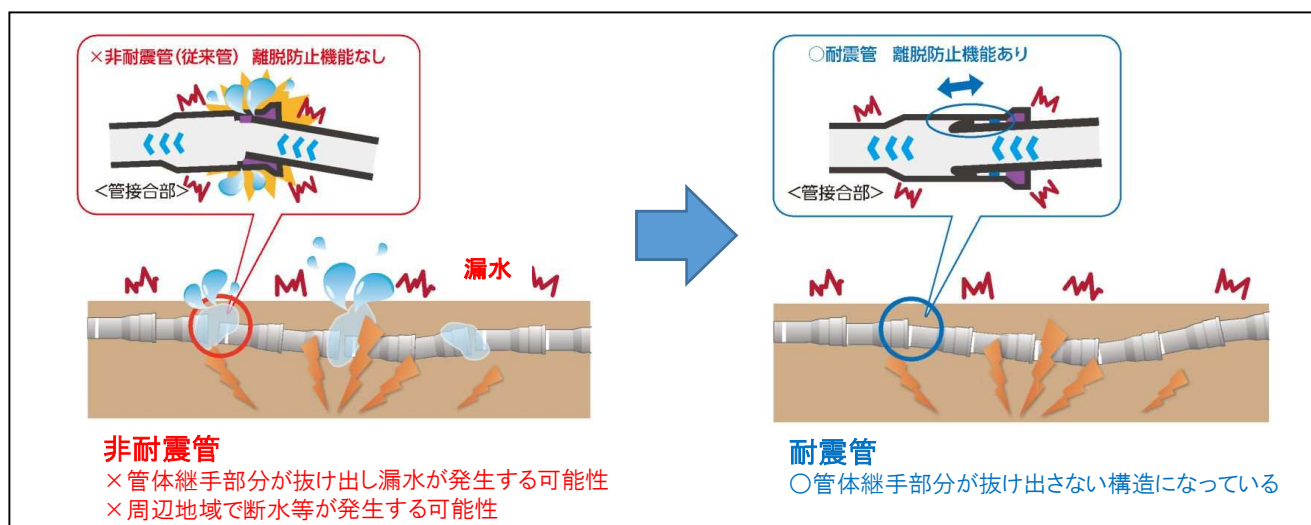
■ 要請の背景

- 高度成長期に集中的に整備された水道管路は、更新時期を迎えており、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続するため、老朽化した非耐震管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。
- 本市では送水・配水本管などの基幹管路は主に溶接鋼管を採用しており、耐震化率は高いものの老朽化が進んでいることから、老朽管路の更新を推進することが必要ですが、老朽化が進んだ耐震管路は国庫補助制度の対象となっていない。
- 管路更新に係る国庫補助制度において、重要施設配水管事業については、水道料金に関する事項が要件から撤廃されましたが、その他の事業は引き続き要件となっています。
- 今後、更なる水道管路の耐震化対策等を推進するためには、多額の事業費を要しますが、本市をはじめ大都市の水道事業者の大半は、管路更新に係る国庫補助制度の採択基準の水道料金より低い料金設定であることなどから不交付となっています。
- 老朽化した基幹管路の更新は、中大口径管路であるため特に多額の事業費を要するものです。将来の水需要予測に基づく適正施設規模での施設更新等、経営の効率化に努めたとしても、事業費の財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

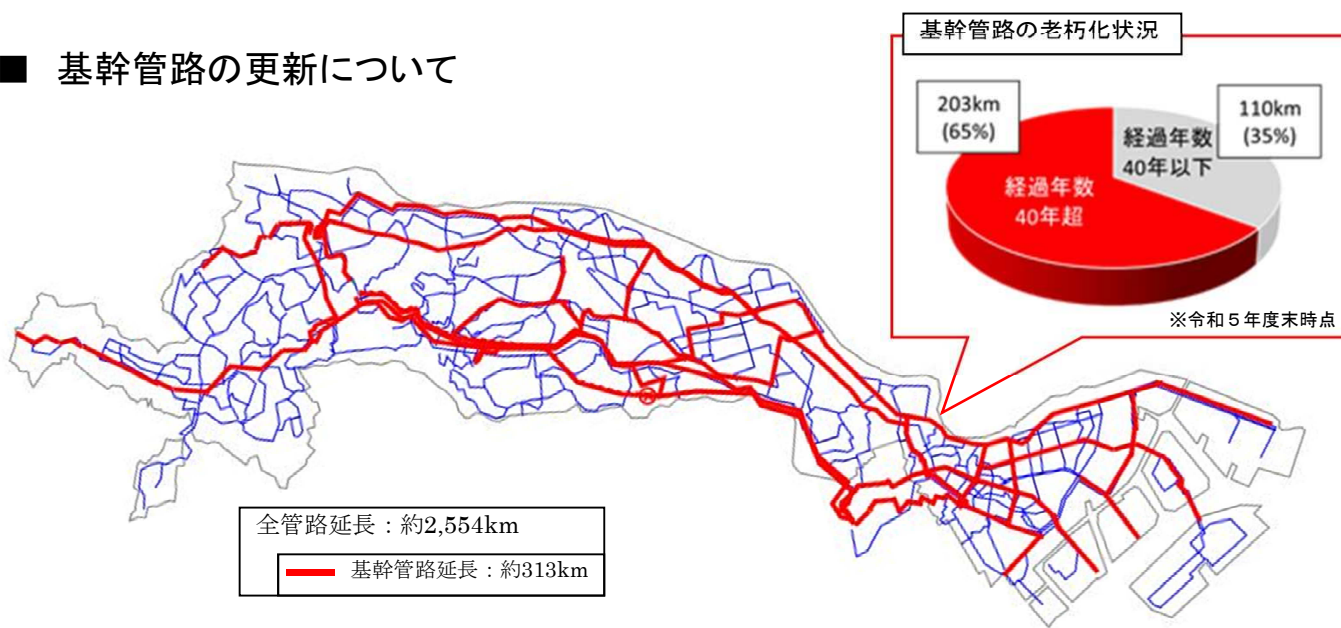
■ 管路の耐震化について

全管路延長（約2,554km）のうち耐震管は
約43%（約1,090km）と少ない

管路の耐震化を推進する必要がある



■ 基幹管路の更新について



基幹管路（約313km）のうち**約65%**（約203km）
が法定耐用年数である40年を超過している

**老朽化した基幹管路の更新を
推進する必要がある**

水道管路の更新・耐震化を推進するために、
必要な採択基準の緩和及び財政措置を講ずること

工業用水道管路更新の推進について

【経済産業省】

■ 要請事項

老朽化した基幹管路の更新を推進することについて、必要な国庫補助制度における採択基準の拡充及び財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

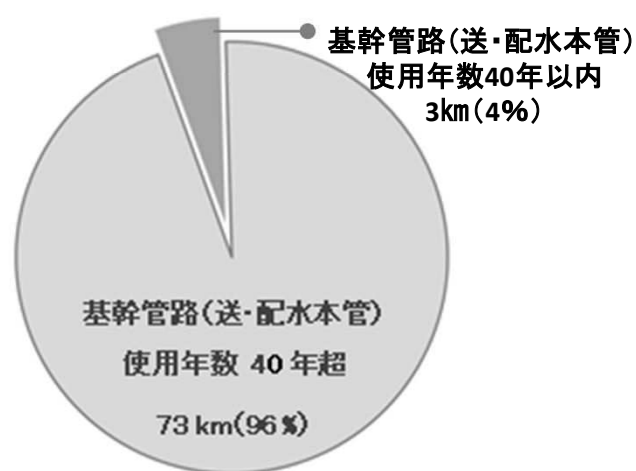
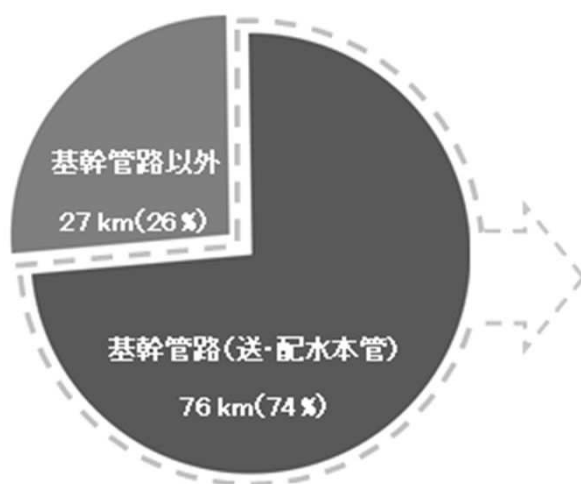
- 川崎市の工業用水道は、わが国初の公営工業用水道事業として、昭和 12（1937）年に給水を開始し、数次の拡張事業などにより安定給水の確保に努めてきましたが、拡張期に整備した管路の多くが、更新時期を迎えています。
- 基幹管路である送・配水本管は、耐震性を有する溶接鋼管を採用しており耐震化率は 100%であるものの、主に拡張期に整備したことから、老朽化率（法定耐用年数超過率）は約 96%（令和 5 年度末時点）となり、老朽化に伴う漏水事故が懸念されます。
- 基幹管路延長は、全管路延長の約 74%（令和 5 年度末時点）を占めており、計画的な更新を進めるとともに基幹管路更新時の安定給水の確保に向けて、連絡管等のバックアップ管路の整備が必要となるため、費用が莫大となります。
- このような中、令和 4（2022）年 1 月の補助金交付要綱改正により採択基準が変更され、対象事業が「強靱化事業」の耐震化、浸水、停電対策に限定されましたが、本市の管路は既に、耐震化されていることから補助対象となりません。
- 今後も、工業用水道の安定供給を継続するために、基幹管路の更新を推進していく必要がありますが、将来の水需要予測に基づく適正施設規模での施設更新等、経営の効率化に努めたとしても、事業費の財源の多くを料金で賄うことは、利用者の負担増を招き、極めて困難な状況であることから、老朽化施設の更新とその更新のために必要な施設整備に関する補助採択基準の拡充及び所要の財政措置が必要です。

● 基幹管路(送・配水本管)の更新について



◆ 基幹管路(送・配水本管)の延長が
全管路延長(約103km)のうち**約 74%**

◆ 基幹管路(約76km)のうち**約96%**が
法定耐用年数**約40年を経過**



老朽化した基幹管路の更新について、計画的に推進していく必要がある。

**更新を推進するために必要な国庫補助制度における
採択基準の拡充及び財政措置を講ずること**

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 水害に強いまちづくりを実現するための浸水対策や、令和元年東日本台風を踏まえた災害防止に向けた取組について必要な財政措置を講ずること。
- 2 大規模地震などの災害時においても下水道機能を確保するための下水道施設の耐震化や、快適な市民生活を支える下水道施設の老朽化対策としての調査、改築・更新について、必要な財政措置を講ずること。
- 3 地球温暖化対策の推進や健全な水環境を確保するため、温室効果ガス排出量の削減、省エネ・創エネの導入や高度処理化の推進に必要な財政措置を講ずること。
- 4 国庫補助の対象となる主要な管きよの範囲について、老朽化した下水管きよの改築・更新事業費の急激な増加が見込まれるため、指定都市と一般市との格差是正を図ること。

■ 要請の背景

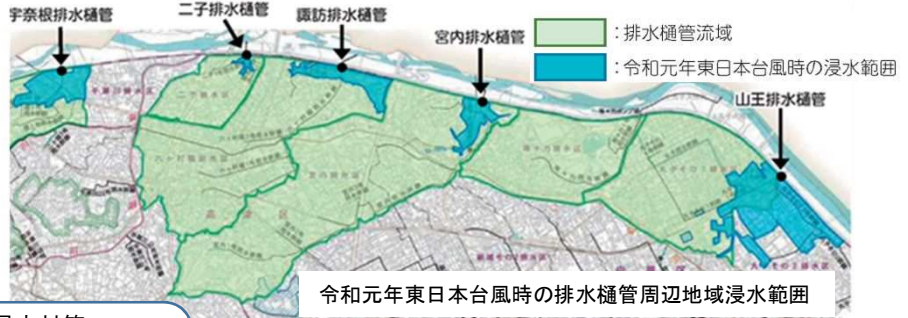
- 気候変動の影響により激甚化・頻発化する浸水被害を防止・最小化するため、浸水リスクの高い「重点化地区」などにおける継続的な事業の推進が求められるとともに、令和元年東日本台風のように、河川水位が上昇した際にも内水を排水できる施設整備にも集中的に取り組む必要があり、継続的な財政措置が必要です。
- 下水道施設の耐震化は、大規模地震発生時にも市民生活への影響を最小限に抑えるために必要であり、また、下水道施設の改築・更新は、耐用年数を超過する施設の急増が見込まれるなか、防災・安全対策や公衆衛生の観点から重要な取組であり、交付対象範囲や継続的かつ確実な財政措置の拡充が必要です。
- 下水道事業による温室効果ガス排出量は、川崎市役所の活動の中で大きなウェイトを占めており、2050年カーボンニュートラルの実現には、温室効果ガスの積極的な削減が必要であるため、継続的な財政措置が必要です。
- 東京湾の水質改善のため、高度処理事業の推進に継続的な財政措置が必要です。

■ 費用

- 令和8年度計画事業費 約230億円（国費 約65億円）

浸水対策

令和元年東日本台風時に排水
樋管周辺地域で浸水被害発生



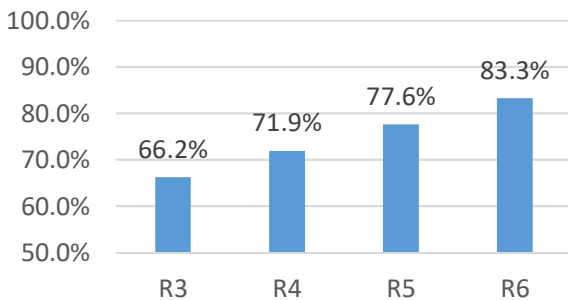
■令和元年東日本台風を踏まえて浸水対策
【短期対策】樋管ゲート改良など (R1～R2)
【当面の対策】バイパス管整備など (R3～R5)
【中期対策】ポンプゲート設備の整備 (R7～R9)
【長期対策】雨水幹線・ポンプ場等の整備

■重点化地域における浸水対策
10年確率降雨(時間雨量58mm)の対策施設の整備
・三沢川地区(H30～R13)
・京町・渡田・大島・観音川、川崎駅東口地区(R7～)

水害に強いまちづくりの実現に継続的な取組が必要

重要な管きよの耐震化

避難所や重要な医療機関と水処理センター
とを結ぶ重要な管きよの耐震化率

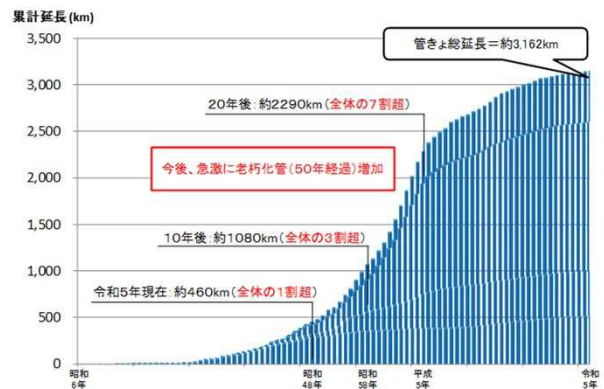


※市域全体の管きよの耐震化率は、約40%であり、在宅
避難者を考慮すると面的に耐震化を進める必要がある。

下水道の強靱化に向け継続的に対策が必要

管きよの再整備

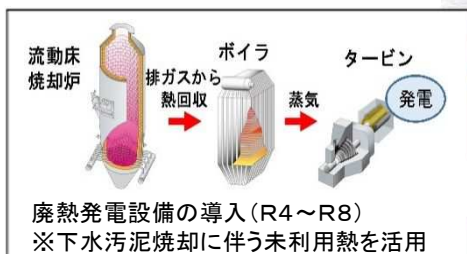
下水管きよの年度別累計延長(令和5年度末時点)



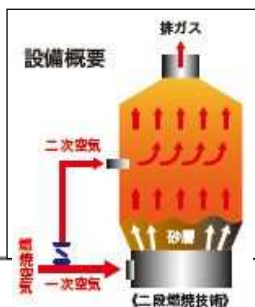
改築が必要となる下水管きよは今後急増

地球温暖化対策

■入江崎総合スラッジセンター汚泥焼却炉の再構築



(R4～R8)
高温焼却化と二段燃焼技術の導入
※温室効果が高い一酸化二窒素(N₂O)
の排出量を削減



脱炭素社会の実現に向け温室効果ガスの削減及び省エネ・創エネの導入が必要

自然災害への対応、老朽化対策、地球温暖化など
持続可能な下水道事業の推進に必要な財政措置を継続的に講ずること